

複写厳禁

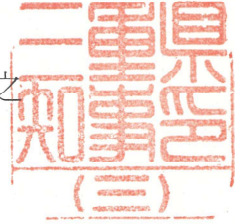
産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 80 番地 1
氏名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 6 年 1 月 24 日
許可の有効年月日 令和 6 年 1 月 20 日

1. 事業の範囲

【中間処理】

選別：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 8 種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 5 種類

圧縮固化：燃え殻（廃活性炭に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、

（RPF 化）汚泥（有機性に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 8 種類

破砕：燃え殻（廃活性炭に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、

汚泥（有機性に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 8 種類

※ ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおりに

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 19 年 12 月 21 日 新規許可
平成 24 年 12 月 21 日 更新許可
平成 30 年 1 月 17 日 更新許可
令和 6 年 5 月 17 日 事業の用に供する施設の変更届による書換

5. 規則第 10 条の 9 第 3 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面)

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
選別施設	三重郡川越町 大字亀崎新田 字下新田 80-1	H19.10.15	609.6t/日(24h)	—	—
圧縮梱包施設	三重郡川越町 大字亀崎新田 字下新田 80-1	H19.10.15	343.2t/日(24h)	—	—
破碎施設	三重郡川越町 大字亀崎新田 字下新田 80-1	H19.10.15	木くず:94.7t/日(24h) 紙くず:63.8t/日(24h) 繊維くず:56.6t/日(24h)	H19.9.28	19四農環 第4015-02号
破碎・圧縮固化施設 (RPF化施設)	三重郡川越町 大字亀崎新田 字下新田 80-1	H19.10.15	破碎施設 木くず:97.4t/日(24h) 紙くず:43.6t/日(24h) 繊維くず:97.4t/日(24h)	H19.9.28	19四農環 第4015-03号
		H19.10.15	破碎施設 廃プラスチック類:105.8t/日(24h) ゴムくず:137.3t/日(24h)	H19.9.28	19四農環 第4015-04号
		R6.5.13	破碎施設 廃プラスチック類:104.8t/日(24h) ゴムくず:135.8t/日(24h) 紙くず:148.5t/日(24h) 木くず:126.2t/日(24h) 繊維くず:96.7t/日(24h) 燃え殻:685.4t/日(24h) (廃活性炭に限る。) 動植物性残さ:601.2t/日(24h) 汚泥:661.4t/日(24h) (有機性に限る。)	H26.11.12	26四地防 第1016号の2
		H19.10.15	圧縮固化施設 115.2t/日(24h) [57.6t/日(24h)×2 施設]	—	—
		H25.11.29	圧縮固化施設 79.2t/日(24h)	—	—
破碎施設	三重郡川越町 大字亀崎新田 字下新田 80-1	R6.5.13	廃プラスチック類:104.8t/日(24h) ゴムくず:135.8t/日(24h) 紙くず:148.5t/日(24h) 木くず:126.2t/日(24h) 繊維くず:96.7t/日(24h)	R6.2.7	5四地防 第1015号の3

(以下余白)